



平成 17 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代表者名 代表取締役CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問い合わせ先 取締役 経営管理本部長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 29 日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、又は向上させる取り組みの一環として、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）で承認されることを前提として、新株予約権を活用した企業価値防衛策を導入することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

2. 企業価値防衛策の目的

当社は、ジャスダック証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等（注 1）による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、昨今行われた公開企業に対するいわゆる敵対的買収の動き等に鑑みますと、今後、買収の目的や買収後の経営方針及び事業計画等に関して、十分な情報の開示が行われているとは言い難い形で、特定株式保有者等による買付けがなされる事態も拡大してくるものと考えられます。

当社としては、こうした事態の拡大は、株主の皆様が特定株式保有者等による買付けに応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間及び情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

当社及び当社グループは、Context Company としてインターネット時代の役に立つコンテキスト事業を創造するとともに、グループ各社が、異なる企業体として動きつつ、全体としても協調・共振する企業グループを形成することを目標としております。当社は、インターネット、ブロードバンドおよびモバイル等に関するシステムあるいはプラットフォームを受託し設計・開発する業務や、Eコマースシステムあるいはプラットフォームビジネスのコンサルティング業務等を行っており、グループ各社との連携の下にインキュベーション（ビジネスの孵化）を行っていくことにより、今後も積極的に企業価値の拡大を目指してまいります。そのためには当社グループ各社の当社グループにおける位置づけや役割を十分に理解し、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社といたしましては、特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われた場合に、株主の皆様は、短期間に、以上のような当社及び当社グループの特性を踏まえた上で十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。当社は、現時点において当社株式が特定株式保有者等により買付けの対象とされているとの認識はございませんが、今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、①特定株式保有者等の目的等が株主の皆様利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主の皆様は当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主の

皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することにより、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するため、新株予約権を活用した企業価値防衛策を導入したいと存じます。

具体的には、本総会において、当社株主の皆様のご意思を確認させていただくために、その承認を得ることを条件として、特定株式保有者等が現れた場合に、当社取締役会が定めた基準日における株主の皆様に対して、新株予約権を無償で交付する旨の企業価値防衛策を導入することを予定しております。なお、この新株予約権を活用した企業価値防衛策を導入することとあわせて、本総会において、授権株式数の拡大及び基準日の変更を行うことを予定しております。

2. 新株予約権を活用した企業価値防衛策の仕組み

本総会において、株主の皆様からの承認を得られることを条件として導入する予定の企業価値防衛策は、特定株式保有者等が現れた場合に、別紙1の「特別委員会に関するガイドラインの概要」に基づいて設置される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が新株予約権を発行するという仕組みを有しており、特定株式保有者等が現れない場合には、新株予約権の発行は行いません。

(1) 企業価値防衛策の概要

当社は、特定株式保有者等が現れた場合に新株予約権を発行するという形での企業価値防衛策の採用について、本総会で、当社株主の皆様のご承認をいただきます。

当社が、当社の株券等（注2）に関する公開買付や買集め等が行われ、又は、行われることが予定されることを認識した場合は、当該公開買付や買集め等が、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様利益を損なう可能性があるか否か等について検討を行い、検討の結果、当社の企業価値を毀損され、株主の皆様利益が損なわれる可能性があるとして判断した場合に限り、企業価値防衛策として新株予約権の発行を行います。

すなわち、特定株式保有者等が現れたことを当社取締役会が認識した場合であって、当社取締役会が当社及び株主の皆様利益を損なう可能性があるとして判断した場合に限り、当社取締役会は、株主割当の方法により、別紙2の「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要」に従い、新株予約権の発行決議を行います。

ただし、この発行決議に際して、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。企業価値防衛策の導入に伴い設置される特別委員会は、当社取締役会に対して新株予約権発行に関する勧告を行うに当たり、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準とするものであり、当社取締役会とは独立の立場から、特定株式保有者等による支配権取得が当社に対して回復し難い損害をもたらす事情があるか否か、株主の利益を損なう事情があるか否か等につき、第三者的かつ専門的立場から判断を行う組織といたします。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を受けた上で、特定株式保有者等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、特定株式保有者等による支配権の取得が、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様利益を損なう可能性があるとして判断した場合には、新株予約権の発行決議を行うものといたします。

近時、敵対的買収防衛策としての新株予約権の発行が問題となった事例において、裁判所は、敵対的買収防衛策としての新株予約権の発行が不公正といえるか否かの判断の中で、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を特定株式保有者等やそのグループ会社等に移譲させる目的で株式の買収を行って

る場合、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を特定株式保有者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合であるか等を、その判断基準とすることを明示しております。

特定株式保有者等による買付けが行われた場合には、当社取締役会といたしましては、特別委員会からの勧告を受けた上で、以上のような裁判所の提示した判断基準についても十分に配慮し、新株予約権発行の是非を判断してまいります。

当社が、新株予約権の発行を行う場合には、株主の皆様に対して、原則として保有株式1株につき新株予約権1個を割当てます。

また、以上の手続きに従い当社が新株予約権を発行することが決定した場合には、その旨を適時に開示いたします。

なお、発行される新株予約権については、特定株式保有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除きます。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は、当該新株予約権を行使できないという行使条件が定められます。

新株予約権の割当を受けた株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を払い込んで新株予約権を行使することにより当社普通株式1株を取得することができます。また、新株予約権の権利行使期間は、発行日から3ヶ月間経過する日までといたします。

この結果、特定株式保有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除きます。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者の議決権比率及び持分の経済的価値は低下いたします。

(2) 特定株式保有者等による情報提供

当社取締役会及び特別委員会は、特定株式保有者等に対して、株主の皆様及び当社取締役会が、当社の株券等に関する公開買付や買集め等が当社の企業価値を毀損し、株主の皆様の利益を損なう可能性があるか否か等についての判断を行うために、必要に応じ情報の提供を求め、また、代替案を提示するために必要な時間を十分に提供するよう求めることといたします。

当社取締役会及び特別委員会に向けて、特定株式保有者等から提供いただくべきと考えている情報のうち、主要なものは以下のとおりです。

- ① 特定株式保有者等に関する事項（事業内容、業績、役員の経歴、過去の企業買収の経緯等）
- ② 公開買付や買集め等の目的
- ③ 当社の株券等の取得対価の算定根拠及び買付け資金の裏付け
- ④ 特定株式保有者等に対する資金提供者の名称及びその概要
- ⑤ 当社の経営に参画した後の経営方針及び事業計画等

(3) 企業価値防衛策発動時に株主の皆様及び投資家に与える影響

本総会で提案いたします新株予約権を活用した企業価値防衛策においては、導入時点において新株予約権の発行自体は行いませんので、株主の皆様の権利関係に影響はございません。

また、新株予約権を活用した企業価値防衛策を発動し、新株予約権が発行された場合には、新株予約権の発行決議を行った時以降に設定される割当基準日現在の株主（実質株主を含みます。）の皆様に対して、その保有株数に応じて新株予約権を無償で付与する仕組みであり、特定株式保有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除きます。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者以外の株主の皆様は、新株予約権引受けの申込みを行い、新株予約権の付与を受けて行使を行う限り、議決権比率が低下することはありません。

(4) 企業価値防衛策発動に伴う手続

発動後、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の引受けを希望される株主の皆様は、申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使することになります。具体的な申込及び行使の方法に関しましては、新株予約権申込書等が発送される際に書面により、ご説明させていただきます。

(5) 企業価値防衛策の合理性を高める仕組みについて

企業価値防衛策の導入に関しては、本総会による承認を取得することとし、その導入期間に関しても、平成 18 年に開催いたします当社の定時株主総会までとすることにより、約 1 年後に企業価値防衛策を再度検討する機会を設けており、企業価値防衛策の導入及び導入期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものとしております。

また、企業価値防衛策の発動に関しても、当社取締役会が、新株予約権の発行にあたって、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、特定株式保有者等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、特定株式保有者等による支配権の取得が、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様の利益を損なう可能性があるか否かを検討することとしております。

従って、当社は、今回の企業価値防衛策について、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、又は向上させる取り組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も法改正等の動向を踏まえて、企業価値及び株主の皆様の利益を確保するために、企業価値防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。

(注 1) 「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者又は当該保有者かつ公開買付者であるものであって、(i) 当該保有者が保有する当社の株券等及び当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(ii) 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、又は (iii) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計のいずれかが、20%を超える者又は超えると当社取締役会が認める者をいいます。

なお、この(注 1) で用いられる次の語句は、以下に定める意味内容を有します。

「株券等保有割合」とは、証券取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律 25 号。その後の改正を含む。以下同じ。)第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。

「保有」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する保有をいいます。

「保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。

「公開買付者」とは、証券取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付者をいいます。

「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が、同時に公開買付者である場合の当該保有者をいいます。

「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

(注 2) 「株券等」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

以上

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、特定株式保有者等が現れた場合における新株予約権発行（以下、「本新株予約権発行」という。）に関する当社取締役会の決議の際に、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は以下の通りである。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の取締役、社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。但し、当社の取締役を特別委員会の委員として選任する場合には、その員数は1名以内とするものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、本新株予約権発行の取締役会決議を行うに際し、当社取締役会に勧告を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重の上、本新株予約権発行の取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、本新株予約権発行に関する勧告を行うに際し、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤本新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会及び特定株式保有者等に対して、①特定株式保有者等に関する事項（事業内容、業績、役員の経歴、過去の企業買収の経緯等）、②公開買付や買集め等の目的、③当社の株券等の取得対価の算定根拠及び買付け資金の裏付け、④特定株式保有者等に対する資金提供者の名称及びその概要、⑤当社の経営に参画した後の経営方針及び事業計画等必要な情報の開示・提供を求めることができる。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、本新株予約権発行を考慮するに際し、弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権の割当先

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主に対して、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき、新株予約権1個を割当てるとする。

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

- (1) 当社普通株式とし、当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた株数を上限とする。ただし、2.(2)により新株予約権1個あたりの目的となる株式の数が調整される場合には、当該調整後の新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
- (2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、新株予約権の総数がかかる上限を超えない範囲内で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権発行日

平成17年9月22日から、平成18年9月30日若しくは第11期当社定時株主総会開催日のいずれか早い日までのうち、当社取締役会が定める日。

6. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。なお、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、別途行使価額を調整するものとする。

7. 行使期間

新株予約権の発行日から3ヶ月間経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

8. 行使の条件及び消却の条件

- (1) 特定株式保有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は新株予約権の行使はできないものとする。
- (2) その他、行使の条件及び消却の条件は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 譲渡制限

新株予約権は当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。